
杜の都の杜協ビジョン

— 協働による福祉の新しい羅針盤 —

2007（平成 19）年 3 月

は じ め に

この「杜の都の社協ビジョンー協働※による福祉の新しい羅針盤」（以下、「ビジョン」とも言います）は、仙台市社会福祉協議会（以下、社会福祉協議会※は「社協」とも言い、仙台市社会福祉協議会は「本会」「市社協」とも言います）の使命や組織運営・事業活動の基本理念・基本方針についてまとめたものです。

仙台市社協は、1951（昭和 26）年に設立されて以来、「誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティ※」を目指し、ボランティアや市民活動の支援、福祉サービスの提供、相談支援活動など様々な社会福祉事業を展開してきました。

この間、社会や人びとの暮らしは大きく変化し、地域の福祉課題や福祉ニーズの増加や多様化・複雑化が進み、地域福祉※のさらなる充実が求められるようになってきました。

2000（平成 12）年に改正された社会福祉法※で、社会福祉協議会は地域福祉を推進する団体であることが法的に位置づけられ、仙台市社協も、地域福祉の推進役として、仙台市域における福祉の向上にさらに貢献することが求められています。

一方で、1990 年代後半からの社会福祉基礎構造改革※や各種の法制度の施行・改正などの動きは、他の地域と同様、仙台においても福祉の担い手の多様化や増加を進めるなどし、本会の置かれている状況や立場や求められる役割を変化させつつあります。

また、本会が目指す「誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティ」は、多くの市民や諸団体の参画・協力によって実現に近づくことができます。しかしながら、本会が何を目指し、どのような取り組みをしているのかなどについて、まだまだ多くの方々に知っていただく必要があるのが現状です。

このような状況から、本会では新たな羅針盤が必要と考え、このビジョンを策定しました。

このビジョンの策定及び公表は、本会では次のような意義・効果があると考えます。

- ① 仙台市社協の将来像を提示し、組織運営や地域課題解決の取り組みの羅針盤とすることができ、仙台市社協のあるべき姿に向かってより安定的な取り組みを進めることを可能にする

- ② 地域課題に対してより多くの市民や福祉関係者・行政関係者等と目的・目標・方向性を共有しやすくし、協働※が一層進められるようになる
- ③ 経営計画や地域福祉活動計画※といった社協の今後の計画や取り組みの上位計画や指針に位置づけられる

このビジョンが実現し、成果を上げるためには、経営計画や地域福祉活動計画、その他の事業計画等各種計画の策定と着実な推進、事業・業務の継続的改善や地域課題解決へのひたむきな取り組みが求められます。

本会では、このビジョン策定後も上記のような取り組みを進め、杜の都・仙台の地域福祉※の向上に努めてまいりたいと考えます。

つきましては、市民・諸団体の皆さまのより一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2007（平成 19）年 3 月

社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会

目 次

第1章 ビジョン策定にあたってー策定の背景 1

- 1 社会情勢
- 2 国等の施策の変化（社会福祉基礎構造改革等の動き）
- 3 現在の仙台市社協の問題点
- 4 仙台市社協の課題

第2章 杜の都の社協ビジョン 3

- 1 策定のねらい
- 2 ビジョンの構成
- 3 仙台市社協の使命
- 4 基本理念・基本方針

第3章 今後に向けてービジョン実現の手法 8

- 1 基本計画、個別計画への反映
- 2 活動の評価手法の確立
- 3 PDCAサイクルの着実な実行

ビジョンの体系図 10

資 料 12

- 1 ビジョン策定の過程
- 2 経営計画の策定について
- 3 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会について
定款／これまでに策定した主な計画／機構図／事務局組織図／
事業活動の概要／財務状況
- 4 市区町村社会福祉協議会の機能・役割
- 5 用語解説

第1章 ビジョン策定にあたって——策定の背景

1 社会情勢

地域社会は、戦後、人びとのライフスタイルの変化や世帯の小規模化、地域の人間関係の希薄化等により家庭や地域での福祉機能の低下が進んでいます。

また、少子高齢化の急速な進行や、地域の福祉課題・福祉ニーズの増加・多様化・複雑化が進んでいます。

国や自治体の財政は、1980年代以降の低成長経済などにより厳しい状態が続いています。また、公平性を旨とする行政組織の性質上、多様化・複雑化する福祉ニーズ等に対応しきれないことなどから、地方分権の動きとともに、地域社会での役割分担や市民の取り組みの重要性がますます強まっています。

この仙台においては、古くから展開されていた市民による地域活動や福祉活動が、年々活発化し、熱心な取り組みが展開されています。

2 国等の施策の変化（社会福祉基礎構造改革※等の動き）

国においては、1980年代後半から地方分権を推進するなど施策を変化させてきています。

1990年代には国の社会福祉基礎構造改革等により、「施設福祉・縦割り福祉・供給者主体」から「在宅福祉・地域福祉※・利用者主体」へと施策がシフトしてきました。また、介護を社会で支える仕組み（介護保険制度）の導入や、福祉サービス利用の契約制度への移行が進められました。（巻末用語解説の「社会福祉基礎構造改革」の項も参照）

2000年の社会福祉法改正では、「社会福祉協議会は地域福祉の推進役である」ことが法的に明文化されました。

さらに、各種規制改革や特定非営利活動促進法の制定、指定管理者制度※の導入など、福祉その他の分野での民間参入を進める施策が進められています。

このような動きから、仙台市社協においては、将来の展望を明らかにするとともに、これまでの活動のあり方やスタイルを大きく見直す時期にきています。

※印のついた語は、巻末に用語解説があります。

3 現在の仙台市社協の問題点

現在の本会の問題点を指摘すると、次のようなものがあげられると考えます。

- 社協の存在や活動が市民から見えにくい
- 行政機関と混同されやすい
- 組織の方向性が定まらない、あるいは明確でない
- 関係者が共通認識を持つための機会が少ない
- 地域課題の情報発信や地道な取り組みが不足しがち

4 仙台市社協の課題

上記 1～3 に述べた内容から、本会はこれから次のような課題に取り組み、解決していくことが必要と考えます。

- 独自の方向性・スタンスをどう明確化し、打ち出すか
- 地域福祉※の推進役としての役割・機能の強化をどのように図るか
- 社会福祉事業に参入する企業・NPO 法人等との競争・競合への対応、あるいは協働※のあり方をどう考えるか
- 市民の認知度・支持率の向上や組織・経営基盤の強化をどう進めていくか

本会では、こうした背景を踏まえながら、このビジョンを策定することとしました。

第2章 杜の都の社協ビジョン

1 ビジョンのねらい

このビジョンの策定は、次のことをねらいとしています。

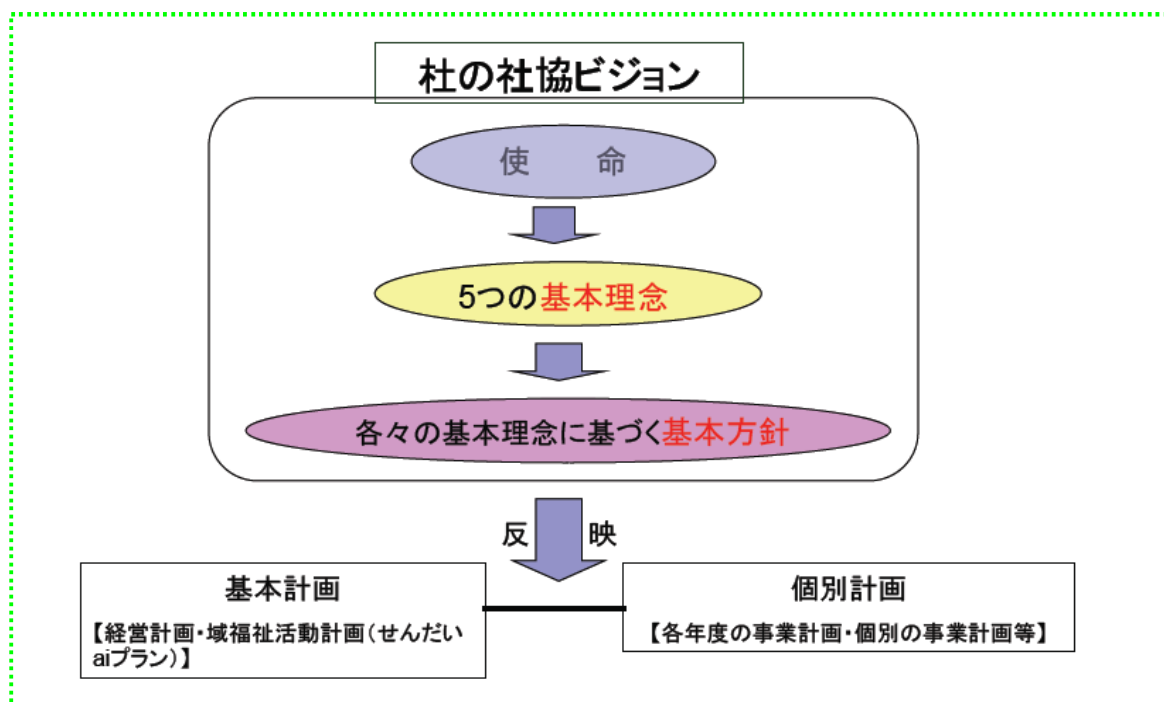
- ① 仙台市社協の将来への明確な方向性の提示
- ② 「社協とは何か」という問いへの説明
- ③ 社協の存在価値の再確認
- ④ 目に見える活動の展開
- ⑤ 市民に共感され、信頼される活動の展開

2 ビジョンの構成

ビジョンの構成は下図のとおり、最も上に使命を掲げ、その下に使命を達成するための基本理念、さらにその下に基本理念を実現するための基本方針を掲げる構成としています。

さらにこのビジョンは、経営計画や地域福祉活動計画※などの基本計画、各年度や個別の事業計画等に反映させていくこととします。

＜ ビジョンの構成 ＞



※印のついた語は、巻末に用語解説があります。

3 仙台市社協の使命

杜の都・仙台の地域の力を育みながら、誰もが安心して暮らせる
地域福祉を推進すること

仙台市社協は、杜の都・仙台の地域特性、福祉文化を基盤に、地域コミュニティ※が持つチカラを育むというプロセスを重視します。その上で、団体の活動目的である社会福祉事業の健全な発達と地域福祉の活性化によって、市民主体※の地域福祉を推進していきます。

4 基本理念と基本方針

前記の使命を達成するための基本理念として次の5つを掲げ、さらにその理念の実現に向け、経営や事業展開を行う際の基本方針を示します。

基本理念①

地域での協働による市民主体の総合的福祉の推進

基本理念②

地域課題に根ざした新たな事業の開発・普及及び地域活動人材の育成

基本理念③

規範的または効率的な事業の実施

基本理念④

市社協、区社協、地区社協のネットワークを活かした地域福祉の推進

基本理念⑤

市民に関われ信頼される法人経営と事業展開

※印のついた語は、巻末に用語解説があります。

基本理念①

地域での協働による市民主体の総合的福祉の推進

杜の都・仙台の風土や文化を尊重しながら、市民、他の社会福祉事業者の参加・協働※を進めながら、公的サービスと非公的サービス双方の充実・連携を図り、地域の福祉力を高めることによって、市民主体※の総合的な福祉を推進します。

〔基本方針〕

- 市民主体の活動による福祉コミュニティ※づくり
- 様々な地域福祉活動団体、関係機関等との協働の推進
- 地域課題に対する役割分担の明確化と協働の推進

基本理念②

地域課題に根ざした新たな事業の開発・普及及び地域活動人材の育成

社協が培った知見、専門性をさらに高めながら、地域課題に根ざした先導的な新しい事業を開発し、地域に波及させていきます。また、地域力・福祉力の醸成を図りながら、地域活動と連携できる人材、事業展開できる人材の育成に努めます。

〔基本方針〕

- 将来を見通した先導的な事業の創設
- ニーズはあっても採算性等の問題があるサービス分野での事業実施及び担い手支援
- 事業活動ノウハウの蓄積と地域伝播
- 地域資源の開発と活用、調整による地域福祉※力の強化
- 地域活動団体等との連携による事業推進できる人材の育成

※印のついた語は、巻末に用語解説があります。

基本理念③

規範的または効率的な事業の実施

福祉事業の健全な発展に向け、他の事業や活動に対して規範的な事業を実施するとともに、事業・業務の見直し・改善による事業の効率化の取り組みを進めます。また、職員の専門性やサービスの質の向上に努め、競合する事業者との競争力も強めていきます。

〔基本方針〕

- 社会福祉の発展につながる規範的事業の実施
- 成果指標の構築、評価・見直しによる事業・業務の効率化の推進
- 職員の専門性、サービスの質のさらなる向上と競争力の強化

基本理念④

市社協、区社協、地区社協のネットワークを活かした地域福祉の推進

地域住民のニーズは、個々の事情やその時々状況により異なり、住民の基本的生活圏の地域レベルのみならず、ときに幅広い区域に対応した活動が求められることから、区社協、地区社協※との連携強化を図りつつ、市民と一体となった地域福祉を進めます。

〔基本方針〕

- 市社協、区社協、地区社協の役割の明確化と連携の強化
- 地区社協主体の地域福祉の推進
- 地域における総合相談・生活支援システム※づくり

※印のついた語は、巻末に用語解説があります。

基本理念⑤

市民に開かれ信頼される法人経営と事業展開

本会の運営の透明性を確保し、市民の信頼を獲得し続けられる経営を進めます。
また、職員の資質向上や能力開発等により、市民に期待される事業展開に努めます。

〔基本方針〕

- 積極的な情報公開とわかりやすい情報の発信
- 理事会、評議員会の強化
- 安定した財源確保と適正な執行
- 本会と会員との関係及び会費納入・寄付の仕組みの明確化
- 職員の資質向上及び能力開発の推進

※印のついた語は、巻末に用語解説があります。

第3章 今後に向けて——ビジョン実現の手法

今後、このビジョンを具体的な取り組みに反映させていくため、ビジョン実現の手法について以下に記します。

1 基本計画、個別計画への反映

ビジョンを実現するためには、より具体的な計画に反映させ、より具体的な取り組みを行っていくことが必要です。

そのため、ビジョンの内容や考え方は、今後、経営計画や地域福祉活動計画※等の基本計画、さらに年次事業計画や個別事業計画等の個別計画に反映させていきます。

2 活動の評価手法の確立

事業活動を進めるうちに、いつの間にか活動自体が目的になってしまう場合があります。

そうした状況を回避し、ビジョンに向かって着実に活動が進められるよう、種々の活動がビジョンとの関係でどのように展開され、ビジョンがどの程度実現できたかを確認していくための評価手法の確立を進めます。

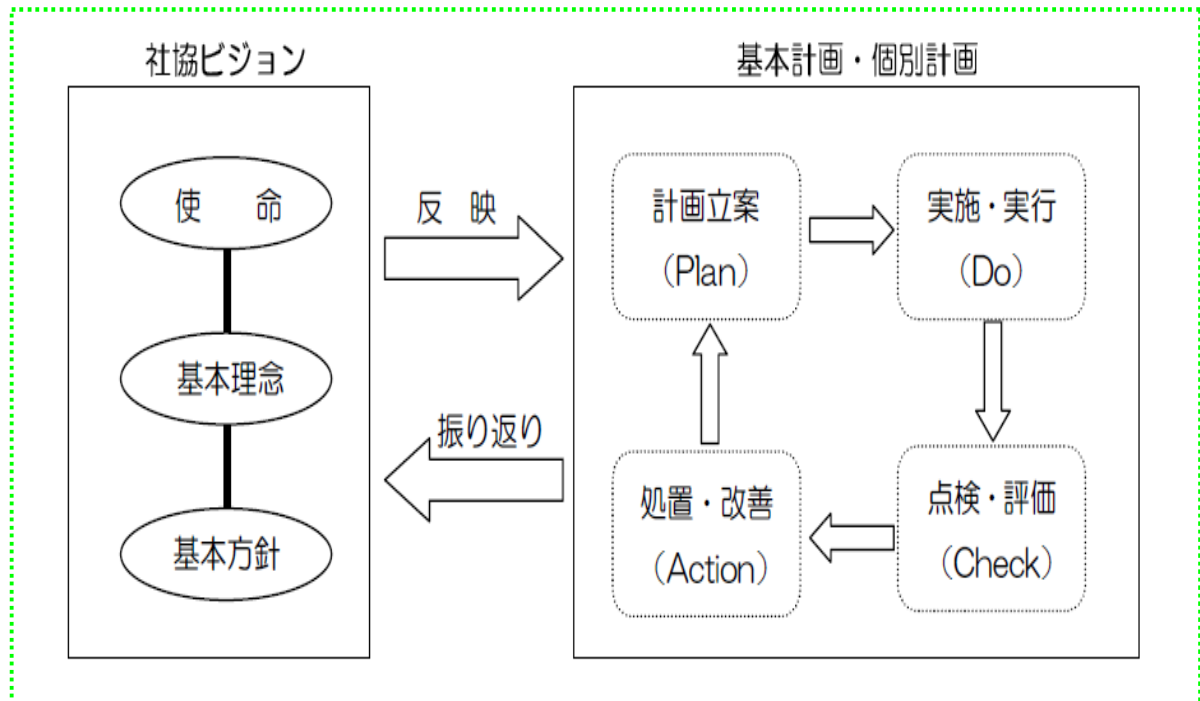
3 PDCAサイクルの着実な実行

ビジョンを実現するには、計画・実行された活動について評価がされた場合、その評価に基づき計画や活動は必要な見直しが行われ、改善されていく必要があります。

そこで、ビジョンに照らしながら、計画（Plan）—実施・実行（Do）—点検・評価（Check）—処置・改善（Action）—それをもとにさらに次の計画づくり（Plan）・・・という PDCA サイクルを着実に実行し、継続的に事業・業務の改善を図っていきます。

※印のついた語は、巻末に用語解説があります。

PDCA サイクルとビジョンとの関係



ビジョンの体系図

使 命

杜の都・仙もが安心して暮らせる地域福祉を推進すること

基 本 理 念

①地域での協働による
市民主体の総合的な福祉の推進

②地域課題に根ざした
新たな事業の開発・普及及び
地域活動人材の育成

③規範的または効率的な
事業の実施

④市社協、区社協、地区社協の
ネットワークを活かした
地域福祉の推進

⑤市民に関われ信頼される
法人経営と事業展開

基 本 方 針

- 市民主体の活動による福祉コミュニティづくり
- 様々な地域福祉活動団体、関係機関等との協働の推進
- 地域課題に対する役割分担の明確化と協働の推進

- 将来を見通した先導的な事業の創設
- ニーズはあっても採算性等の問題があるサービス分野での事業実施及び担い手支援
- 事業活動ノウハウの蓄積と地域伝播
- 地域資源の開発と活用、調整による地域福祉力の強化
- 地域活動団体等との連携による事業推進できる人材の育成

- 社会福祉の発展につながる規範的事業の実施
- 成果指標の構築・評価・見直しによる事業・業務の効率化の推進
- 職員の専門性、サービスの質のさらなる向上と競争力の強化

- 市社協、区社協、地区社協の役割の明確化と連携の強化
- 地区社協主体の地域福祉の推進
- 地域における総合相談・生活支援システムづくり

- 積極的な情報公開とわかりやすい情報の発信
- 理事会、評議員会の強化
- 安定した財源確保と適正な執行
- 本会と会員との関係や会費納入・寄付の仕組みの明確化
- 職員の資質向上及び能力開発の推進

1 ビジョン策定の過程

- ① **策定ワーキンググループによる検討**（平成 18 年 5 月～平成 19 年 3 月）
職員によるワーキンググループ（作業部会）を組織
仙台市社協の運営に関わる事項やビジョンの内容について議論
テーマにより職員へのヒアリングを実施
- ② **仙台市社協の運営や事業展開の課題等について全職員へアンケート調査実施**
（平成 18 年 6 月～7 月）
- ③ **関係者の論議・意見聴取**（平成 18 年 10 月～平成 19 年 3 月）
次の議論を経てビジョンづくりを行った
○仙台市社協・区社協会長懇談会
○地域福祉推進会議
○市社協理事会・評議員会
○仙台市社協評議員地区社協※会長との意見交換会
○各区説明会
- ④ **会長による決定**（平成 19 年 3 月）
- ⑤ **理事会・評議員会での報告**（同年 3 月）

2 経営計画の策定について

ビジョン検討の過程で把握された課題等をもとに、経営計画の策定作業に着手した。

① 策定の手順（予定）

- 策定プロジェクトチームによる現状把握、課題抽出・分析等
- 市民からの意見募集
- 地区社協※・区社協からの意見募集
- 企画財政委員会での検討
- 市社協理事会・評議員会における意思決定

② 各作業の予定時期

○現状把握	平成 19 年 2～3 月
↓	
○課題整理	4～5 月
↓	
○計画検討	6～8 月
↓	
○計画審議	9 月～
↓	
○計画決定	平成 20 年 3 月

※印のついた語は、巻末に用語解説があります。

3 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会について

定 款（抜粋）

（目的）

第1条 この社会福祉法人(以下「本会」という。)は、仙台市における社会福祉事業
その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活
性化により、地域福祉※の推進を図ることを目的とする。

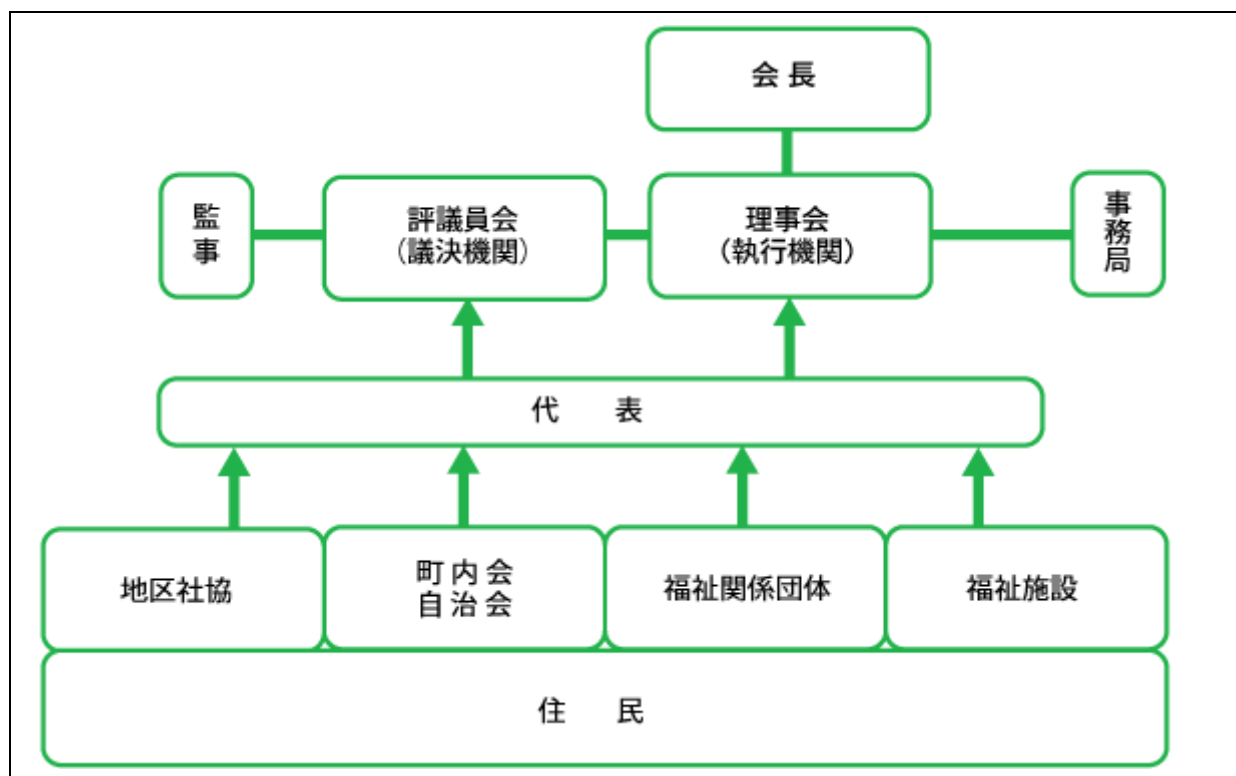
これまでに策定した主な計画

平成 15 年 3 月 地域福祉活動計画※（第 1 次）

当面の経営計画（中間とりまとめ）

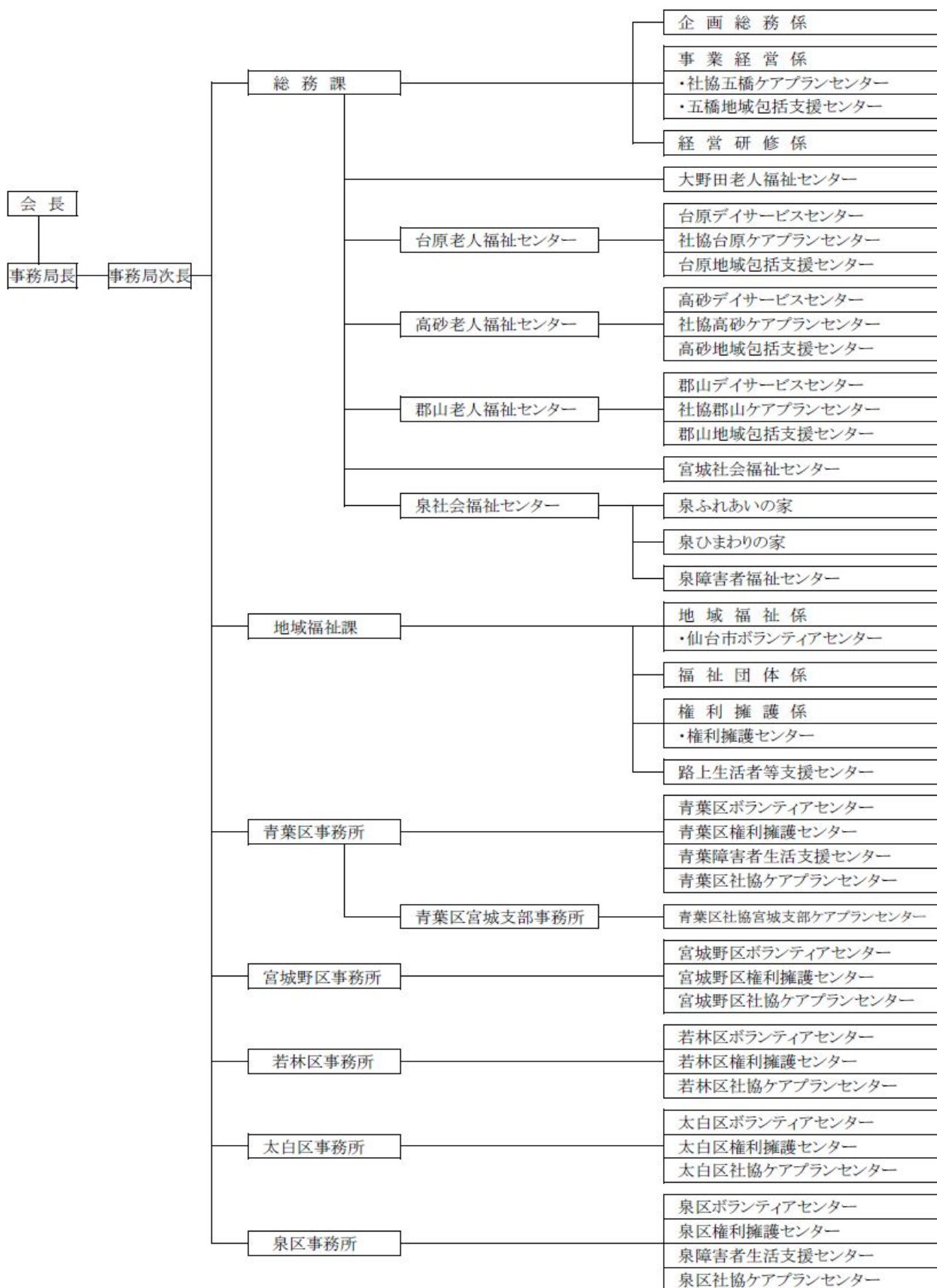
平成 18 年 3 月 地域福祉活動計画（第 2 次、愛称：せんだい a i プラン）

機構図



※印のついた語は、巻末に用語解説があります。

事務局組織図（平成 19 年 3 月末現在）



事業活動の概要

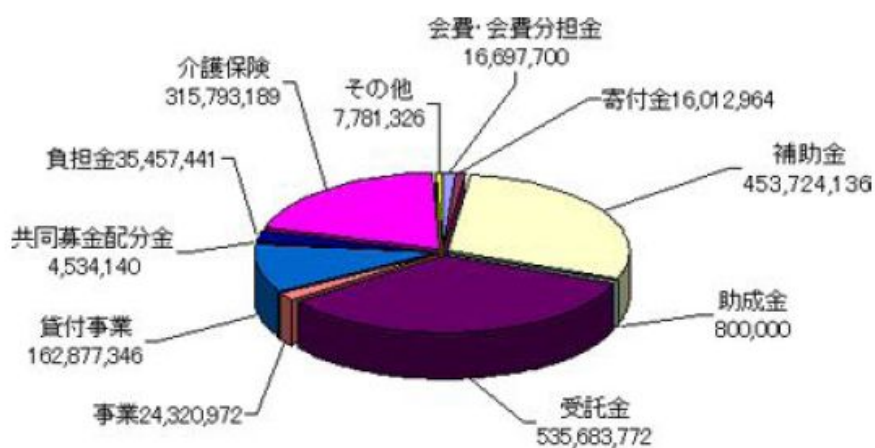
区 分	主な事業活動	仙台市社協における 各事業活動の実施部署
地域福祉活動推進	●地区社協※支援 ●ボランティア・市民活動の推進 ●小地域福祉ネットワーク活動推進 ●当事者活動推進 ●団体支援 ●災害ボランティア活動の支援 ●福祉教育・学習 ●地域福祉活動計画※策定	◇地域福祉係・各ボランティアセンター ◇各事務所 ◇福祉団体係（団体事務局受託） ◇経営研修係（団体事務局受託） ◇社会福祉センター（貸室・啓発講座等）
福祉サービス利用支援	●福祉総合相談 ●福祉サービス利用等の相談支援 ●生活福祉資金等の貸付 ●社会福祉事業者等の研修・教育・評価	◇権利擁護係・各権利擁護センター ◇各ケアプランセンター ◇各地域包括支援センター ◇各障害者生活支援センター ◇路上生活者等支援センター ◇各福祉センター（相談・情報提供等） ◇福祉団体係（福祉資金貸付） ◇経営研修係（研修・事業者評価）
在宅福祉サービス提供	●介護保険法・障害者自立支援法等に基づく等のサービスの提供	◇各デイサービスセンター ◇各福祉センター（入浴・生きがい講座等）
法人運営	●理事会等運営 ●財務 ●人事・労務 ●法務	◇企画総務係

※区分は、「市区町村社協経営指針」（全国社会福祉協議会発行、2003年制定・2005年改訂）において示された組織体制の考え方を参考とした。

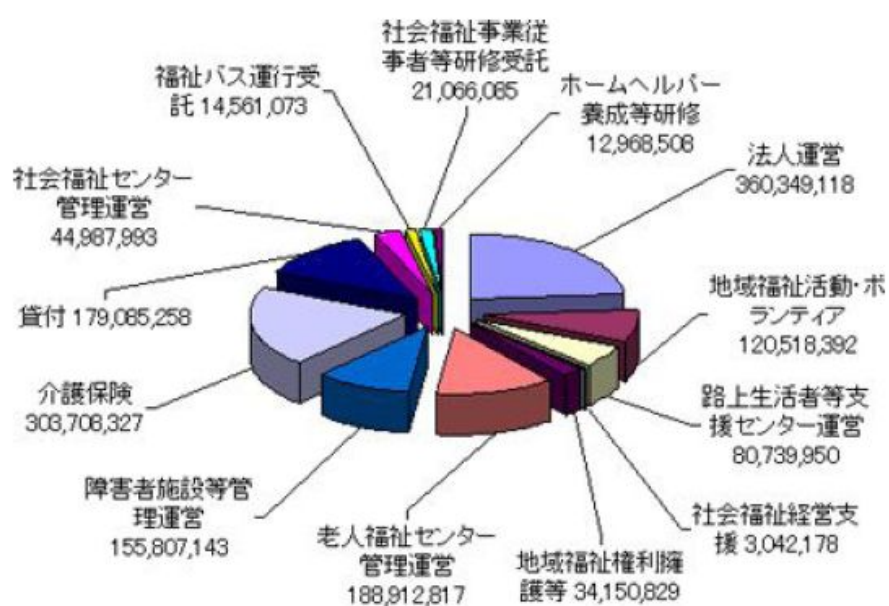
※印のついた語は、巻末に用語解説があります。

財務状況（平成 17 年度収支）

平成17年度収入 総額: **1,573,682,986円**



平成17年度支出 総額: **1,519,897,671円**



4 市区町村社会福祉協議会の機能・役割

(1) 「新・社会福祉協議会基本要項」(全社協, 1992(平成4)年)による整理

- ① 住民ニーズ・福祉課題の明確化、住民活動の推進機能
- ② 公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整機能
- ③ 福祉活動・事業の企画及び実施機能
- ④ 調査研究・開発機能
- ⑤ 計画策定、提言・改善運動機能
- ⑥ 広報・啓発機能
- ⑦ 福祉活動・事業の支援機能

(2) 社会福祉法[※]の規定

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

(第4項～第6項 略)

※印のついた語は、巻末に用語解説があります。

5 用語解説（50音順）

【協働】

組織（個人）と組織（個人）が、特定課題の解決のために、目的を共有し、互いに資源を持ち寄って、相乗効果をあげながら協力して取り組みを進めること。

【コミュニティ】

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。

なお、技術、交通、情報などの変化をみた今日では居住の遠近は副次的要素となり、新しいコミュニティ概念は、個人と国家の間に位置する中間組織、精神的絆で結ばれる社会関係などとされる。

【指定管理者制度】

2003（平成 15）年の改正地方自治法により導入された制度。それまで自治体や外郭団体などに限定していた公の施設の管理を、株式会社やNPO法人などにもさせることができることとなった。

【市民主体（＝ 住民主体）】

住民参加による社会福祉の推進が図られる際、地域住民の主体的な意思に基づくこと。

「社会福祉協議会基本要項」（全社協 1962 年）で、地域援助活動の原則は住民主体にあるとされた。これを住民主体の原則という。

最近では、より主体的・自立的な意味合いをもつ「市民」という言葉が「住民」にかわって用いられることもあり、本ビジョンにおいては主に「市民」を用いている。

【社会福祉基礎構造改革】

1990 年代後半から行われた社会福祉の基礎構造全般の抜本的な改革。戦後の社会福祉は生活困窮者を主な対象として出発したが、福祉ニーズの多様化や社会福祉の対象者の拡大、急速な少子高齢化、経済の低成長化などにより、サービスの供給方法の転換や担い手の拡大などが求められることとなった。

改革で進められた主な事項は、

- ①措置制度（一種の行政処分）から、福祉サービスの事業者と利用者の間の契約制度への転換（※全てではなく一部に措置制度を継続）
- ②利用者保護制度の導入（地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度、運営適正化委員会等の創設）

- ③社会福祉事業の見直し・拡充（各種の相談支援、知的障害者のデイサービス、手話通訳、盲導犬訓練等の事業の追加等）
- ④社会福祉事業の実施主体に係る規制の緩和（株式会社等の社会福祉事業参入、社会福祉法人設立要件緩和）
- ⑤地域福祉推進の明文化

などである。

1998年に公表された「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」等をもとに、2000年に社会福祉事業法をはじめとする社会福祉関係各法が改正された（このとき社会福祉事業法は社会福祉法に改称）。

【社会福祉協議会】

地域福祉を図ることを目的とする公共性・公益性の高い民間福祉団体。「社協」と略称される。戦後、GHQの民間社会福祉事業の育成策の一環として1951（昭和26）年から設立が進められた。本ビジョン策定時点の社会福祉法では、第109条、第110条、第111条にそれぞれ、市区町村社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会、全国社会福祉協議会が規定されている（市区町村社協の機能・役割や規定内容については資料4「市区町村社会福祉協議会の機能・役割」を参照）。

具体的な事業としては、住民福祉活動の支援・推進、ボランティアや社会福祉従事者の育成・活動支援、関係機関の連絡調整、福祉サービスの提供や相談支援活動などがある。

仙台市をはじめ、地域によっては、住民が主体となってつくり、住民が中心になって福祉活動を進める組織として、地区（校区）社会福祉協議会の結成が進められている（※ここでの地区社会福祉協議会は、社会福祉法において指定都市の1または2以上の行政区で組織されるとする「地区社会福祉協議会」とは異なる）。

【社会福祉法】

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定めた法律。それまでの社会福祉事業法が2000（平成12）年に改称・改正されたもの。福祉サービスの利用者の利益の保護、地域福祉の推進、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達などを目的としている。

【地域における総合相談・生活支援システム】

全国社会福祉協議会が提案する「地域総合相談・生活支援システム」と同様のイメージ。地域（ここでは市区町村域および日常生活圏域）において、相談・支援組織、サービス提供組織、住民の福祉活動、その他関係者の連携・協働により、住民の相談を確実に受け止め、切れ目のない支援につなぐ仕組み。一人ひとりの住民が、身近な所で必要な支援を受け、社会とのつながりを持ちながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援することを目標としている。

【地域福祉】

ある一定の地域社会において、人びとの生活が望ましいとされる水準に達していないとき、その生活の改善・向上をめざして、生活者主体、住民主体の視点に立脚しながら、国、地方自治体、住民組織、民間団体が協働して社会福祉の拡充を図ろうとする、個別的・組織的・総合的な地域施策と地域住民による地域活動の総称。

【地域福祉活動計画】

一般的に、福祉活動を行う地域住民やボランティア団体、NPO等の民間団体の自主的・自発的な福祉活動の行動計画。社会福祉協議会が策定の主体になることが多い。行政計画として地域福祉計画があるが、それとは性格等が異なる。地域福祉活動計画の内容としては、福祉課題に対する住民の理解促進や活動参加の促進、住民の要望や願いを「福祉のまちづくり」として位置づけ、それを実現していくためのソーシャル・アクションの機能などを含む。

仙台市においては、平成18年3月に仙台市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2次、愛称「せんだい a i プラン」）が策定された。また、前記にあるような行政計画としては平成17年5月に「支え合いのまち推進プランー仙台市地域保健福祉計画」が策定されている。

【地区社協】

仙台市においては、住民が主体となり、概ね小学校区や連合町内会の範囲で組織された任意団体を指す。地域の福祉課題の解決に向け、小地域福祉ネットワーク活動や地域内の福祉活動の推進等を行っている。平成19年3月現在97地区。

社会福祉法に規定され、指定都市の1又は2以上の行政区の区域で組織する地区社会福祉協議会とは異なる。

【福祉コミュニティ】

コミュニティを「福祉」という機能の面から捉えた概念・モデル。そのコミュニティは、普遍的人権意識と地域主体的態度を持つ住民や福祉関係者が、社会福祉以外の専門家集団とも協力して、指摘・要求等により社会福祉制度・サービスの改善へ向け取り組むとともに、公的機関が実施しない福祉サービスを一時的に引き受け実施する地域社会である。

【参考文献】

- 仙台市『仙台協働本（せんだい・こらぼん）ー協働を成功させる手引き』（2005年1月）
有斐閣『社会福祉辞典』
中央法規出版『新版・社会福祉用語辞典』
三省堂『大辞林』
全国社会福祉協議会『「地域総合相談・生活支援システム」の構築に向けてー市区町村社会福祉協議会への提案ー』（2005年11月）
仙台市社会福祉協議会『仙台市社会福祉協議会地域福祉活動計画（せんだい a i プラン）』（2006年3月）



〈案内図〉



発行 2007（平成 19）年 3 月



社会福祉法人
仙台市社会福祉協議会

仙台市青葉区五橋二丁目 12-2

仙台市福祉プラザ 6 階

TEL 223-2010 fax 262-1948

URL <http://www.shakyo-sendai.or.jp/>